



平成 28 年 6 月 23 日

お客様各位

神原汽船株式会社  
定期船部

[中国向け危険品コンテナの危険品ラベルに関して(改訂版)]

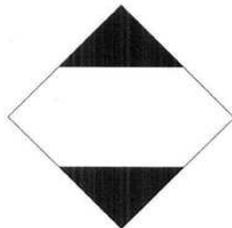
拝啓 貴社、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、掲題の件、中国向け危険品コンテナの危険品ラベルに関し、下記の通りご案内申し上げます。  
危険品ラベルに不備がある場合、最悪中国側で荷揚げ出来ない可能性がありますのでご留意下さい。  
今後の対応の徹底につき、ご理解・ご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

- ① 必ずコンテナ側面(四面)に2種類のラベルを貼り付ける。  
下記2種類のラベルは手書き不可。
  - 1. 9分類に分かれたIMOラベル(正標札)
  - 2. 国連番号用(副標札)
- ② 国連番号用の副標札については、サイズ、色等に関しての規定。  
ラベルの高さ120mm以上、長さ300mm以上  
色はオレンジ、四方には10mm以上の黒枠、数字は黒字で縦幅は65mm
- ③ タンクコンテナに関しても上記①、②と同様。
- ④ 少量危険品貨物について(少量危険品貨物の注意点)  
危険品貨物の種類によって少量となる積載量が異なりますが、少量危険品ラベル(下記ご参照下さい)のみ貼付けが必要となります。(CLASS/UN No.の貼付けは不要)

第4号様式(第13条の2関係)  
少量危険品国連番号用表示



注1 ふちの線の大きさは2センチメートル以上とする。  
注2 一切の大きさは、10センチメートル(コンテナに付す場合にあっては20センチメートル)以上とする。ただし、危険物を収納する容器が小さい場合には、9センチメートル以上とする。また、  
注3 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和58年運輸省告示第372号)第23号の規定による場合にあっては、同告示第7号様式を使用して差し支えない。

※危険品を混載する場合(例)

1 コンテナ内に CLASS 8 で 4 種類の異なる UN No.の危険品がある場合、コンテナの各面に CLASS 8 の危険品ラベルを貼り、更に各面に 4 種類の異なる UN No.のベルを貼り付ける必要があります。

当該案件に関し不備がある場合、船積みをご遠慮させて頂く場合や、全ての責任と費用をご負担頂く可能性がございます。

以上